

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 4 年 1 2 月 1 4 日 (水) 午前 1 1 時 3 分～午前 1 1 時 4 4 分
場 所	第 2 ・ 第 3 委 員 会 室
出席委員	◎阿比留義顯 ○塚本竜太郎 議 長 円谷 憲人 副議長 岡田 智佳 後藤浩一郎 桜田慎太郎 鈴木 清丞 中島 俊 林 伸司 平野 光一 福元 愛 古川 隆史 松本 寛道 村越 誠 山田 一一 渡部 和子
委員外出席者	(傍聴) 内田 博紀
欠席委員	
説明のため出席した者	副市長 (加藤 雅美)

○

午前 11 時 3 分開会

○委員長 皆様おそろいようですので、ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 それでは、早速協議に入ります。意見書についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

○議事課長 お手元の資料 1 ページでございます。今回意見書の提出を求める請願は 2 件あり、本会議において請願 63 号については全会一致で採択、請願 66 号については、賛成少数で不採択となる見込みでございます。以上です。

○委員長 ただいまの説明のとおりであります。全会一致となります意見書を提出することによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、この意見書 1 件を提出することといたします。

提出することと決した意見書の案文について、事務局より説明願います。

○議事課長 資料 2 ページでございます。提出された案を基に案文を用意させていただきました。朗読させていただきます。

〔議員提出議案第 4 号朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

議員提出議案第 4 号、子供のために保育士配置基準の引上げによる保育士増員を求める意見書についてはいかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、案文は資料のとおりと決めます。

先例により、提出者は大会派の代表者となり、他の会派の代表者は賛成者となります。後ほど署名を願います。

○委員長 次に、本日の本会議の進め方についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 それでは、お手元の別紙、横長 A 3 の進行表に沿って御説明を申し上げます。

まず、日程第 1 は、議案第 1 号から第 7 号、第 9 号から第 28 号までの 27 議案についてでございます。委員長報告につきましては、本定例会におきましても文書報告とし、口頭報告を省略することとなっております。総務委員長、市民環境委員長、教育民生委員長、建設経済委員長の文書による報告とそれに対する質疑を行います。続いて、議案の採決を行います。

なお、表の中の無所属につきましては、左から上橋議員、末永議員、内田議員、北村議員、大橋議員となります。

まず、討論通告のない第 1 区分に記載の議案第 2 号、第 4 号から第 6 号、第 9 号、第 11 号、第 12 号、第 14 号、第 15 号、第 18 号から第 25 号、第 27 号、第 28 号の 19 議案に

ついて採決を行い、全会一致で原案可決となる見込みでございます。

続きまして、その下の第2区分から第9区分の議案第1号、第13号、第17号、第3号、第10号、第16号、第7号、第26号の8議案については討論の通告がございます。内田議員が議案第1号、第3号、第7号について反対討論、林紗絵子議員が議案第1号について賛成討論、議案第7号について反対討論、渡部議員が議案第3号、第26号について反対討論、鈴木議員が議案第7号、第13号、第16号、第17号、第26号について反対討論、日下議員が議案第7号、第10号、第16号について反対討論をそれぞれ行います。討論の後、区分ごとに順次採決を行い、第2区分から第9区分の各議案は賛成多数で原案可決となる見込みでございます。

続きまして、日程第2、議案第8号についてです。こちらにつきましては、桜田議員、林伸司議員が除斥となります。教育民生委員長の文書による報告とそれに対する質疑の後、採決を行い、議案第8号は全会一致で原案可決となる見込みです。

続きまして、日程第3、請願についてでございます。総務委員長、市民環境委員長、教育民生委員長の文書による報告とそれに対する質疑の後、討論の通告に従い、武藤議員が請願62号、主旨1から4、6、7、64号の主旨2から4について、上橋議員が請願62号の主旨1、2、63号、66号について、矢澤議員が請願65号の主旨6、66号について順次討論を行います。討論の後採決を行い、まず第1区分の請願62号の主旨5、64号の主旨1、65号の主旨2から5はいずれも全会一致で採択、第2区分の請願63号、第3区分の請願65号の主旨1はいずれも賛成多数で採択、第4区分から第14区分までの請願62号の主旨3、62号の主旨4、62号の主旨6、62号の主旨7、64号の主旨3、65号の主旨6、66号、62号の主旨1、64号の主旨4、62号の主旨2、64号の主旨2、これらはいずれも賛成少数で不採択となる見込みでございます。

続きまして、日程第4、こちらは9月定例会からの継続審査となっております令和3年度決算関係の12議案でございます。決算審査特別委員長の文書による報告とそれに対する質疑の後、採決を行います。

裏面をお願いいたします。まず、討論通告のない第1区分に記載の議案第20号、第21号、第23号から第25号、第27号から第29号はいずれも全会一致で原案のとおり可決、認定の見込みでございます。また、第2区分から第5区分は討論の通告があります。末永議員が議案第18号について反対討論、林紗絵子議員が議案第18号について賛成討論、平野議員が議案第18号、第19号、第22号、第26号について反対討論をそれぞれ行います。討論の後、第2区分から第4区分の議案第18号、第19号、第22号、第26号は、いずれも賛成多数で原案認定となる見込みでございます。

続きまして、日程第5は追加提出の議案第29号の人事案件でございます。提案理由の説明を省略し、質疑を3問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決を投票ボタンにより行っていただきます。

続きまして、日程第6は追加提出の議案第30号の補正予算でございます。提案理由の説明を省略し、質疑を3問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決を投票

参加ボタンにより行っていただきます。

続きまして、日程第7は議員提出議案第4号、意見書提出の議案でございます。趣旨説明の後、質疑、委員会付託、討論を省略し、採決を投票ボタンにより行っていただきます。

続きまして、日程第8は所管に関する事務調査の件でございます。なお、閉会後に議会広報委員会が第5、第6委員会室で開催される予定です。

以上でございます。

○委員長 では、このとおり本日の会……

はい、どうぞ。

○山田 少しちょっと確認しておきたいんですけども。

委員長、事務局。

会派の態度表明、このときに一つの会派の中で態度が分かれたと。なおかつ意見書、討論のほうまで申請するという、こういう状況なんですね。会派の中で統一的な見解は出なかったということですね。今後のことなんで、このことはやっぱり議会運営とかいろんなことの今後のことがあるので、ちょっと確認したかっただけです。

会派の中では統一見解が出なかったと。それで討論まで進んだということですね。はい、分かりました。

○委員長 はい。

○委員長 次に、質疑並びに一般質問の通告日等についてを議題といたします。

前回の議会運営委員会において副市長より依頼のあった本定例会で試行的に実施した通告書提出の前倒し等を今後も引き続き実施するかということについては、各会派持ち帰りとしておりました。こちらについては、各会派の御意見を伺いたいと思います。

柏清風さん。

○後藤 今回やってみて、特にうちの通告者は決算審査特別委員会に出ていた議員さんが多かったのですけれども、その絡みもあってなかなかこうはめ込むのが大変だったという声が聞かれました。その中で、そのほかの3、6、9というところが決算関係ないですから、そういうときにはある程度予定は弾力的に組んでいただくような形で協力させていただきたいと思います。以上です。

○委員長 では、賛成ということでよろしいですね。

○後藤 はい。弾力的には。

○委員長 公明党さん。

○中島 意見がまとまらずです。

○委員長 まとまらず。

○中島 はい。

○委員長 はい。日本共産党さん。

- 渡部 私どもは、副市長提案の協力は行いたいと思います。
- 委員長 公明党さん、どうぞ。
- 中島 今の、もう一度ちょっと。議題、教えてもらえますか。
- 委員長 議題をもう一度教えてもらいたいのですか。（「一番最後に」「回したほうがいい」と呼ぶ者あり）途中に入ってきたから。
- 平野 ちゃんと聞いときなさいよ。
- 中島 すみません、失礼しました。申し訳ございません、もう一度……
- 委員長 じゃ、もう一度確認します。
- 中島 発言させていただいていいですか。
- 委員長 はい。
- 中島 失礼いたしました。もう一度、委員長すみません、よろしいですか。
- 委員長 はい。
- 中島 うちの賛成です。
- 委員長 はい。市民サイド・ネットさん。
- 松本 副市長提案に協力することに賛成です。
- 委員長 みらい民主かしわさん。
- 鈴木 はい、賛成です。（「委員外、発言」と呼ぶ者あり）
- 委員長 はい、委員外発言認めてよろしいですか。じゃ、内田議員、どうぞ。今マイクを持ってきます。ちょっとお待ちください。
- 内田博紀委員外議員 発言の機会を頂戴してありがとうございます。私個人といたしましては、前体制に戻すということが望ましいということを主張いたします。と申しますのは、まず5日前の聞き取りですと、その間に国や県の情勢の変化が現れてしまうということがございます。また、執行部につきましても、通告が仮に当日であった場合、それまでの間、閉会中に執行部とは様々な議論を交わしておりまして、通告上、何ら執行部に対して負担をかけることはないものと考えます。そして、手続的な問題を最後に指摘いたしますと、手続上、議案の上程、もしくは市長の施政方針演説や市政報告演説が執行されてないまま、議案もこう上程されていないまま1日目のくじを引きますと、まだ会期の前から聞き取りをするということになりますので、これは手続上の問題が私はあると思います。そういう面では、私の意見としては前定例会どおり、現行に戻すということを主張いたします。以上でございます。ありがとうございました。
- 委員長 はい、意見は承りました。
- 議会運営委員会の意見が一致しましたので、本定例会において試行で実施した取組について、3月定例会からは本格実施することといたします。

○委員長 次に、令和5年第1回定例会についてを議題といたします。

ここで副市長から発言を求められておりますので、発言を許します。

○副市長 貴重なお時間を割いていただきありがとうございます。次回の定例会

の日程についてでございますけれども、令和5年第1回定例会の招集日につきましては、令和5年2月の24日に招集したいと考えております。何とぞ御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長 続いて、議長より説明願います。

○議長 ただいま副市長から説明がありましたとおり、令和5年第1回定例会については2月24日金曜日に招集が予定されております。会期は、お手元の資料5ページのとおりに、2月24日から3月20日までの25日間とする案を御用意させていただきました。なお、先ほど決定いただいたとおり、通告書の提出期限は2月21日火曜日の正午となりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 では、会期日程についてはいかがいたしますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、次期定例会の会期は2月24日から3月20日までの25日間と決しました。なお、議会運営委員会は2月17日金曜日に開催する予定です。

○委員長 次に、資料6ページから8ページ、市民サイド・ネットさんからの申入れについてを議題といたします。この申入れにつきまして、3点の項目について検討を要望する内容となっております。

それでは、各会派の御意見を各3点ともお願いします。

○後藤 この場でどうこうというのは申し上げられません。とにかく検討させていただきたいと思います、十分。特に上限の設定についてはともかくなんですけど、支給形態について、それから会派の所属議員の取扱いについてというところに関しては、かなり意見が出そうなので十分検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 それでは、その3項目とも認めるということでよろしいですか。

○後藤 賛成します。

○委員長 公明党さん。

○中島 うちまともならずです。特に支給形態につきましては、全額を議員個人分とすることもできるようにというところに関しては、やっぱり意見がまともならずです。

○委員長 1と3の検討するということは大丈夫ですか。

○中島 結果的にまともならず、まともなかった。

○委員長 すみません、各項目ごとに請願と同じような1個ずつやりたいと思いますので、その3つで分けてお願いします。（「マイクお願いします」「マイク」と呼ぶ者あり）

○中島 大丈夫です。はい。

○委員長 じゃ、1、3は丸で、2がバツということですね。

○中島 そうです。

○委員長 はい、承知しました。

日本共産党さん。

○渡部 この中身、私たちも議員として十分に検討していきたいと思いますので、検討することは大いに議論を交わしていきたいというふうに思います。

○委員長 はい。市民サイド・ネットさん……提案のところですね。

みらい民主かしわさん。

○鈴木 3点とも基本的に賛成です。

○委員長 それでは、2つ目の項目についてはまとまりませんでしたので、1と3について検討するというので、いただくことといたします。

○委員長 次に、ハラスメントに関する検討会の設置についてを議題といたします。
議長より説明願います。

○議長 今定例会の招集日の議員全員協議会においてハラスメントについての理解を深め、その防止に努めるための研修会を開催したところですが、この研修会を受けハラスメントに関して複数の議員から御意見をいただきました。そこで、今回さらに踏み込んだ取組ができるよう各党派で意見を出し合える場をつくれればと考えて、その後の取組としてハラスメントに関する検討会の設置について提案させていただきます。

令和3年6月に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が改正され、地方公共団体においても施策の強化が求められており、セクハラ、マタハラ等の発生防止に資する研修の実施や相談体制の整備などの施策を講じることも明記されております。また、本年4月には改正ハラスメント防止法が施行され、社会的な関心も高まっているところでございます。このようなことを受け、全国市議会議長会でもハラスメント防止を推進するとともに、他自治体においても対策を講じる動きが出ているものと認識しております。本市議会においても、その流れに遅れないよう議員から議員、また議員から職員等へのハラスメントの根絶を目的に、最終的には6月議会での条例制定も視野に入れながら、議会として何ができるかについて協議、検討いただければと考えますので、皆様の御賛同をいただければ幸いです。以上です。

○委員長 ただいま議長から御説明いただきましたハラスメントに関する検討会の設置について、各党派の御意見を申し上げます。

柏清風さん。

○後藤 議長案に大いに賛成します。一緒に検討していきましょう。

○委員長 公明党さん。

○中島 はい、賛成です。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 このハラスメントに関して検討するというのは非常に大事なことだなというふうに思います。ただ、この期限なんですけども、このスケジュールを見ると、5月中旬には議長へ答申なんです。私はね、これはあまりにも時間が短いんじゃない

ないかと思えます。それで、いろいろな市の状況を調べますと、議会の基本条例があって、議員の倫理条例があって、それで、その下にハラスメントの条例だったり、要綱だったり、いろいろ決め方ありますけども、その、もともとはやはり議会基本条例とか、議員の倫理条例というのを議論する中でハラスメントもやっている。そういう議会の状況も見ました。それで、改選後に議会基本条例の制定、検討しようじゃないかというときに、これ毎回出してるのかなと思えますが、賛同を得られずに、柏市の場合はそういう議論もなされていないんですね。ハラスメントは、大事だけれども、それと併せてやはりもっと大きな問題として議会が議論すべきだし、このハラスメントも、それだけにとどまらずにいろんな問題が発生してくると思えますので、それを5月にまとめるというのは、私はあまりにも時間が短いと思えます。それで、現在進行中の議会もちよっと調べました。1年以上かけているんですね。その議会には議会基本条例も倫理条例もあり、ハラスメントの具体的なことを検討しているという議会の状況を見ました。そうすると、検討会だけではなく、随時全員協議会も開いているんですね。それで全員協議会を開いて共通認識に立つハラスメントの例えば定義とか解釈、これは全員の共通項目にするとか、あと専門家の意見、第三者の意見を聞く会も設ける、定期的な研修も行う、議会での自浄作用も求める。そうすると、これね、私5月までにつくれる問題じゃないし、もっと時間をかけてやったほうがいいものができるし、今回はこれ賛成しますけども、時期は5月ではなく、もっと延ばしていただきたい。場合によっては改選後にまで引き継いでやるという、そのくらいの十分な時間を取ってやっていただきたいと思えますし、その際には議会基本条例や議員の倫理条例も視野に入れて、やっぱりそこまで踏み込んで柏の議会は必要だねという、そういう大きな広い視点に立った議論ができることを望みます。これまでも、私たちいろんな提案しますけども、なかなかね、賛同を得られず、議会が横断的にその会派を越えていろんなことを議論するという土壌、素地が、私は柏の議会には欠けているというふうに感じているんですね。だから、これをきっかけにぜひ議員同士で議論をしたいとは思いますが、まず時期については、あまりにもこれでは短過ぎる。もっといいものをつくるために議会に、時期については、答申の時期については延ばしていただきたいということをお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 この件については、ちょっと後ほどまた議論したいと思います。

市民サイド・ネットさん。

○松本 賛成ですが、ちょっと確認をさせてください。10ページに他市の状況が記載されています。この条例の範疇が様々であると思えます。ハラスメントといったときに、職員からのハラスメント、職員から職員のハラスメント、市民から職員へのハラスメント、議員から職員へのハラスメント等考えられるわけですが、どの程度の範囲で考えているのかということについて、副市長の御意見と議長の御意見、ちょっと今どの程度で考えているのか教えてください。

○委員長 議長、お願いします。

○議長 もちろん検討会でそういったところも十分に議論していただきたいとは思っているんですが、まず、今、私のところに非公式といいますか、こういった議会運営委員会とかではないところでいただいている意見の中には議員から議員というところがまず一つありましたので、それは当然対象になるかなと思います。もう一つ、議員から職員というのも、これもまた必要かなというふうには考えております。職員同士のところというのは、また、これは執行部のところで、総務部人事課ですかね、で取り組んでいるところもありますので、その辺はこれから議論を深めていくところかなというふうに考えております。いずれにしても、検討会で、ほかの他市の事例とかもしっかり調査しながら確認していただければというふうに思っております。私としてはできるだけ多くの方がハラスメントの被害に遭わないような、そういった検討ができればいいかなというふうに考えております。以上です。

○委員長 この件は議長からあったんですが、副市長に何を求められるんですかね。もう一度お願いします。

○松本 議会側で、この職員のところのまで含めて入れていくのかというのは、どうしたら。どこまでを含めたほうがよいのかというところを意見を聞きたいなと思いました。

○委員長 副市長、よろしいですか。

○副市長 はい。まず現状のほうから御説明させていただきたいと思いますが、一応条例化、当然されていない状況でございます。それで、今現在はガイドラインみたいなものでどういったものがハラスメントに当たるかというようなところを示して、そういったことがないようにということの注意喚起をしているところです。現状としてはそんなようなところです。以上です。

○松本 はい、御意見分かりました。話し合いの中でどこまで含めるかとか、考えていただけるかと思います。はい、以上です。

○委員長 みらい民主かしわさん。

○鈴木 ハラスメントの関する検討会の設置に関しては、基本的に賛成です。

○委員長 それでは、先ほど日本共産党さんからありました、この6月をめどという時期を明示しながら今検討会に入ろうとしているんですが、この件については延ばすことも視野に入れてよろしいですか。議長、いかがですか。

○議長 はい、検討会の中でもう少し意見をもんだほうがいいというようなふうにまとまるのであれば、それは当然6月ということではなくて、その先になってもよいのかなというふうに思います。

○委員長 この期の中でやろうとしたので、6月になってしまったのかもしれませんが、そういうことですので、じゃこの協議会を、検討会を設置するというので、その時期のめどについても、その中で検討していただくということで、この件は進めたいと思います。

なお、もっと広い視野の件については、別途また議長なりに、その申出をしていただく等の処置を取っていただければというふうに思います。

はい、どうぞ。

○**渡部** それは関連みたいなことで発言をしましたので、これが、その議会基本条例だとか、議員のね、倫理条例とこう、もう結びつけてということではなく、今ね、委員長がおっしゃってくださったような、そういうことも当然ながら出てくるということを置いてということです。それで、今時期については、じゃ特にこの5月中旬に議長へ答申ということではなく、延びることも十分に考えてということであれば賛成をします。これありきだったら、私はとてもいい条例はできないというふうに思いました。他市のいろんな調べて、もう2年間かけているようなところもあるわけです。その中には、例えば専門家の助言や研修を受けるということで、予算を組んでいるという議会もありました。本当にいいものをつくる場合には、もちろん私たちがしっかりと議論することは当然ですが、第三者の意見、これは必要だと思いますし、全員協議会でみんなが共通認識、検討会だけではなく、検討会をやりながら全員協議会でみんなの認識も一緒に高めていくということをやらないと本当にいいものにはならないと思いますので、そこのところはしっかりと確認をさせていただきたいと思います。その上でであれば賛同いたします。

○**委員長** それでは、ハラスメントに関する検討会を設置することといたします。設置することが決まった検討会の詳細について、事務局から説明を願います。

○**庶務課長** 資料9ページを御覧ください。まず、目的でございますが、先ほど議長からもございましたが、議員から議員、議員から職員等へのハラスメントの根絶を目的に条例制定をはじめ議会として何ができるかについて協議、検討していくこととし、名称はラインワークスにてお送りした資料から少し変更させていただき、ハラスメント防止のための条例制定に向けた検討会としています。

次に、構成につきましては、過去の検討会の設置に倣い、議長の諮問機関とし、9人で構成した場合、表のとおり柏清風さん、4人、公明党さん、2人、日本共産党さん、市民サイド・ネットさん、みらい民主かしわさんからそれぞれ1人となります。

今後のスケジュールの案でございますが、先ほど日本共産党さん、渡部委員さんのほうからいろいろ御意見ありましたけれども、現状の案として御説明をさせていただきます。委員の選任届を12月23日金曜日までに御提出いただいた後、1月上旬に委員の皆様へ一度お集まりいただき、座長等の選出、今後のスケジュールや検討内容の確認をしていただきます。その後、5月上旬までに検討会を開催していただいた後、議長への答申を経て、議会運営委員会に条例案を提示し、6月議会において条例案を上程していくスケジュールとなる予定で案を作成させていただいております。

なお、6月を過ぎて検討を続けていくといった場合には、また改選の時期をまたいだ場合というのは、改めて設置が必要となることを申し添えさせていただきます。なお、資料10ページにハラスメントに関する条例を制定している自治体の一覧をお示ししてございますので、参考にさせていただければと存じます。以上でございます。

○委員長 ただいま事務局より説明がありましたが、目的、名称、構成についてはいかがでしょうか。

○古川 よろしいですか。

○委員長 はい、どうぞ。

○古川 今、渡部さんからも積極的な話があったので、もう年内に1回目開いたらどうです、ちょっと。それぐらいの気持ちでやって、別にデッドエンドは分かんないですけど、取りあえず方向性ぐらいはみんなで顔合わせしたらどうですかね。そう思います。

○委員長 今、古川委員より年内に会議を一度開いたらどうだということもありましたので、この件についていかがでしょう。

○後藤 会派として。

○委員長 はい。

○後藤 そうですね。年内にぜひやりましょう。はい。必要だと思います。

○委員長 公明党さん、いかがですか。

○中島 はい、いいと思います。そうすると、その場合も、あれですか、選任届出の日にとかも変わってきますかね。

○委員長 はい。それは、また後ほど事務局通して説明させていただ……

○中島 はい、前向きに捉えます。

○委員長 通知させていただきます。はい。

じゃ共産党さん、いかがですか。

○渡部 なるべく早くに開催したほうがいいと思います。このスケジュールどおりにいくとはちょっと思えませんが、ペースとしていったら、これ何回やるのか。本当にいろんな専門家の意見聞かれるのだから、すごく心配になりますので、最初早めにして、その中でこんなふうなことも盛り込んでやっていこうという意見も大いに出せればと思います。

○委員長 市民サイド・ネットさん、どうぞ。

○松本 賛成です。

○委員長 みらい民主かしわさん。

○鈴木 検討を早めることには賛成です。

○委員長 それでは、今、案が示されていて、1月上旬ということが第1回でしたが、12月に繰り上げて前倒しして決めていきたいと思います。

その他、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、会派の……（「すみません。いいですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○後藤 このハラスメントに関する検討会の設置についてですけど、ちょっと前の議会運営委員会でこういう提案がなされたと思うんですけど、そのときに今までどういうハラスメントがあったということを書き留めておいてほしいという

ことを事務局に、どこかの誰か委員さんが言ったと思うんですけど、その進捗はどうですか。

○委員長 はい。

○庶務課長 特段、今のところ議員さんから執行部のほう等へのハラスメントというようなものは挙がっておりません。以上でございます。

○委員長 はい。

○後藤 事務局で、議員から挙がってきているというんじゃなくて、事務局でキャッチしている、そういう案件というのはあるんですか。

○庶務課長 今のところ把握してございません。以上でございます。

○後藤 分かりました。じゃ、こちらでも気づいたことは書き留めて報告するような形を取りたいと思います。はい。

○委員長 それでは、日程につきましては、会派の選任届も含めて多少早まることが考えられますので、後ほど事務局から通知をしますので、それに応じて、皆様、御対応願いたいと思います。

○委員長 次に、所管に関する事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付の資料11ページのとおり、この3項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

なお、議会運営委員会において検討すべき課題について、委員の皆様から御意見をいただいているところでありますので、委員長としては閉会中に先進自治体への視察を行いたいと考えております。この件については、派遣委員、日時、場所、目的、経費等の手続については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、視察を実施することとし、詳細は正副委員長に一任願います。

なお、候補日として候補日だけは決めておきたいと思いますので、現在2月の6、7に実施できればと考えておりますが、いかがでしょうか。日帰りになるか、1泊2日になるかはちょっとまだ内容によっても変わりますが、2月の6、7で実施できたらと思いますが、皆様いかがでしょうか。（「今」と呼ぶ者あり）はい。（「ちょっと待ってください。2月の6、7」と呼ぶ者あり）はい。（「月、火ですか」と呼ぶ者あり）はい。ほかの委員の皆様も、ちょっとよろしいでしょうか。（「ここで言わなきゃなんない」と呼ぶ者あり）そうすると、日程が決まらないので。（「合わせますよ」「合わせます」と呼ぶ者あり）はい、できれば皆さん合わせていただきたいと思います。詳細については、副委員長と協議の上、決まり次第、委員の皆様にご連絡させていただきます。

○委員長 次に、常任委員会の所管についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料12ページでございます。本議会に提案されている柏市行政組織条例の一部を改正する条例について、先ほども申し上げたとおり、本会議において可決される見込みでございます。令和5年4月1日に施行されるこちらの改正条例によりまして、保健福祉部及び保健所が廃止され、新たに健康医療部及び福祉部が設置されます。そのため3月定例会において各常任委員会の所管について規定している委員会条例の改正が必要となります。以上でございます。

○委員長 次に、議長より御発言がございます。

○議長 ただいま事務局から説明のあった所管の見直しの件についてでございます。現在4つの常任委員会に付託される議案、請願の数や審議時間を比較するとややバランスを欠く状況になっております。具体的には教育民生委員会について付託される議案等の件数も多く、審議時間もほかの3委員会と比較すると突出して長くなっているという状況です。さらに、現在、市民生活部で所管する国民健康保険、国民年金に関する事務が来年4月以降は新設される健康医療部に移管されるため、このままですと教育民生委員会のボリュームがさらに増すこととなります。そのため、所管の移動も含めて委員会条例の改正を検討する必要があるかと考えます。以上です。

○委員長 ただいま御説明のとおりですが、柏市行政組織条例の改正に伴う対応と併せ、委員会の所管の変更も含めた委員会条例の改正案を今後お示しした上で、議会運営委員会で協議していきたいと考えますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、できるだけ早期に改正案をお示しできるようにしますので、改めて議会運営委員会において協議をお願いします。

○委員長 次に、定例会配付の資料についてを議題といたします。

議長より御説明願います。

○議長 現在、告示日に執行日より配付されている提出予定議案の説明資料についてですが、内容がほかの資料と重複している部分が多いことやペーパーレス推進の観点からも、今後は執行部からの提出を求めないよう変更したいと考えております。

詳細は事務局より説明いたします。

○委員長 続いて、事務局より説明願います。

○議事課長 資料13ページでございます。提出予定議案の説明資料につきましては、平成18年度まで実施されていた議案内示会の資料として配付されていたもので、内示会が行われなくなった後も引き続き配付されており、旧内示会資料とも呼ばれているものでございます。最近では会派別説明会の際に執行部から配付される資料の

活用が図られており、また先ほど議長から御説明があったとおり、内容も重複する箇所が多いことから、令和5年第1回定例会からは執行部への提出を求めないよう運用を変更するものでございます。

なお、傍聴者閲覧用の提出予定議案の説明資料については、引き続き配架する予定です。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明について何か御質問等がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、さよう御承知おきください。

○委員長 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時44分閉会